

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第18回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成23年10月27日（木） 14:30～15:12

於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

加藤 憲一、篠崎 悦子、菅 美千世、清野 幾久子、高橋 温、多賀谷 一照、  
田尻 嗣夫、永峰 好美、樋口 清秀 （以上9名）

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（郵政行政部長）、菊池 昌克（郵政行政部企画課長）、  
徳光 歩（郵政行政部企画課調査官）、渡辺 秀行（検査監理室長）、  
長塩 義樹（郵便課長）、吉田 宏平（郵政行政部調査官）、  
牛山 智弘（国際企画室長）徳永 誠司（貯金保険課長）、  
井上 雅夫（信書便事業課長）、  
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可

## 開 会

○田尻分科会長 それでは、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会の第18回会合を開催させていただきます。

本日は委員11名のうち、9名の先生方がご出席いただいておりますので、定数を満たしております。

また、本日の会議は公開いたしますと当事者、もしくは第三者の利益を害するおそれもあるとの判断から、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして、非公開にさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

○田尻分科会長 では、お手元の議事次第に従いまして進めてまいります。本日の案件は、諮問事項1件でございます。

まず、諮問第1057号から1059号、「特定信書便事業の許可、信書便約款の設定及び信書便管理規程の設定の認可」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○井上信書便事業課長 信書便事業課長の井上でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の18-1から18-3でご説明申し上げます。

早速中身に入りますが、資料18-1であります。最初のページに諮問書がございます。この諮問書に書いてございますとおりですが、今回は群馬総合ガードシステム株式会社ほか7者ということで、全部で8者の方々が新規の許可申請を受けたいということで申請しておられます。

前回7月が5者でしたので、若干多くなっているという状況でございます。

これらの申請の概要でございますが、その次のページの横紙のほうで、別紙1というところがあります。そちらを使ってご説明いたします。

ページをめくっていただきますと、資料の1ページから3ページにかけて、申請者及び提供サービスの概要ということになっておりまして、今回8者の資本金の欄を御覧いただきますと、最大1億円ということで、いずれも中堅あるいは中小の事業者ということになります。

それから、今なさっておられる主な事業ですけれども、貨物運送業を営んでおられるところが5者、それから、警備業を営んでおられるところが2者、そのほか1者ということになっております。

警備業の関係で申しますと、前回もそうだったのですけれども、今回も総合警備保障のALSOKのグループ会社からの申請ということでありまして、これが1番の申請者と、4番の申請者でございます。

ALSOKのグループ会社は、これまで既に8者が許可を受けております。それから、ALSOK本体も許可事業者ということでありまして、今回もなさろうとしてお

られる業務の概要は、これまで許可したものと似たようなことだと認識しております。

それから、貨物運送業のほうになりますと、今回5者なのですけれども、大手の運送会社のグループ会社、子会社さんが2者申請されております。これが、順に申しますと5番の日ノ丸西濃運輸、それから、6番の山陰福山通運です。それぞれ西濃運輸、それから福山通運のグループに属しておられるということで、どちらも中国地方の事業者ですけれども、それぞれ本体の会社及びそれぞれのグループ会社も既に1者ずつ参入しておられまして、今回、またグループ会社のほうで手が挙がってきたということでございます。

それから、残りの貨物運送業ですけれども、番号で言いますと2番、3番、それから次のページの8番になるのですが、まず2番、3番の2者につきましては、いずれも東京の会社でありまして、23区で区役所の文書、集配業務を受託したいという意向であります。

それから、残りの1者、8番になりますけれども、これは長崎県内で自動車のディーラーと整備工場と間の貨物の配送を行っている事業者でございます。

最後、そのほかの1者ということで、7番ですが、四国の高松の申請者がありまして、これは個人事業者であります。この方は現在も会社勤めをしておられるということのようですが、今後、信書便事業のほうにもかかわっていきたいということで、この高松自転車便が申請を出されてきております。

以上、8者でございます。

提供サービスのほうですが、今申したことと若干重なるかもしれませんが、ほとんどの申請者が1号または3号ということになっていまして、具体的には自治体の本庁、市庁間を巡回して信書を送達する業務だとか、あるいは顧客企業の本社、支社、営業所の間を定期集配するといった信書送達業務を行いたいということでございます。

1者だけ、高松の申請者は2号役務という、いわゆる3時間以内の急送サービスを提供するというご意向であります。

事業の開始予定日であります、一番右側のほうに書いてございますが、全体の4分の3に当たる6者が来年の1月1日までに予定しているということでございまして、今回の許可が下りれば、皆さん速やかに開始したいというご意向であります。

以上、申請者と提供サービスの概要でございました。

次に、収支のほうに移らせていただきます。資料で申しますと4ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、収入ですが、4ページから5ページにかけて御覧いただきたいと思っております。1号役務というのがお手元の表の水色の部分であります。それから、3号役務が緑色です。それから、1つだけある2号役務が次のページで赤色になっておりますけれども、1号役務、水色のほうですと、巡回ですとか、あるいは定期集配ということで、いずれにしても安定的に相当数の通数が見込まれているというところでもあります。

単価のほうにつきましては、大体見込まれる収入を見込まれる通数で割って逆算しているというのが多いのですけれども、その結果、■■■■円から■■■■■■■■円をちょっと超える程度ということになっておられます。

一方、3号役務、緑色のほうは、顧客から注文があった際に、スポット的に対応する

というものが大体多くなっておられまして、通数的には注文があったときにということですから、1号よりも少なくなると見込んでおられますが、単価のほうは法定で1,000円を超えるということになっておりますし、御覧いただくように、■■■■円を超えるという見込みで申請しておられる方もいらっしゃるというところがございます。ここにあります通数ですとか、あるいは収入につきましては、おおむね申請者の方々が利用が見込まれる企業などへアンケート形式による需要調査などを事前になさっておられまして、それに基づいて算出されてきている数字でございます。

それから、今度は一方で支出とか、あるいは利益ということで、6ページを御覧いただきたいと思うのですが、これまでもご説明申し上げているとおり、この仕事は、一般的には人件費の割合が高く、その次にガソリン代などの経費の割合が高い、また、軽トラックなどを使うわけですから、減価償却費が計上されるという、大体そんな感じになっているわけです。それが典型的でありまして、今回御覧いただいているのも、多少数字のばらつきはありますけれども、そんな感じで御覧いただけるのかなと思います。

ただ、1者だけ、■■■■という■■番の会社を御覧いただきますと、人件費が極めて少なく、逆に経費がすごく多いという感じになってございます。ここだけやや詳しく解説申し上げますと、この会社は信書便の営業利益が■■■■とか、あるいは■■■■というふうに非常に高くなってしまっていて、要するに本体の収入が非常に大きいものですから、反対に信書便の収入が大変小さくなり、特にコストを本体と信書便で配賦すると、どうしてもこのような形で利益が非常に高く出てしまうということでございます。それにしても高いじゃないかという感じをお持ちかもしれませんが、過去にも、この審議会でご審議いただいたものの中に、営業利益率が■■■■というものもございました。

また、これは特殊な要因かもしれませんが、人件費に比べて経費が高いのは、営業所にかかる諸費が高くなっており、見た目の割合がこんなふうになっているということのようでございます。

他の申請者につきましては、先ほど申し上げたような傾向の中に今回も皆さん収まっているのかなと思っております。

8ページのほうが資金計画でありまして、要するに開業する資金を純資産等で対応ができていますかということを見る欄ですけれども、1者だけ純資産額が事業開始に要する資金にやや足りない申請者でございますが、ここにつきましては、■■■■をすとか、あるいは■■■■ので、そのようなことを総合的に考えて問題がないんじゃないかということで考えてございます。

あとの者につきましては、数字の大小はありますが、いずれにしろ純資産のほうが事業開始に要する資金を超えているということで認識しております。

それから、9ページのほうへ移りますが、これはどのような形で引き受け、あるいは配達をするのかということでありまして、これらは皆さんの申請書の中の事業計画の中に記載されているのですけれども、ここにつきましては、別途審査した結果、信書の秘密が保たれて、確実な送達がされるということで問題がないと考えてございます。

10ページのほうは、3時間以内に送達する2号役務において、ほんとうに3時間以内で送れるかどうかということ審査したものです。道路交通情報等に基づく渋滞情報

システムなどを利用して、最長時間経路というものを把握しまして、それを申請者が提出してきた実測の移動時間と比較して、どちらも確かに3時間以内におさまっているかどうかということをチェックするということになっているのです。御覧いただくように、自転車で送達するわけですが、3時間以内に収まっているということで問題がないと考えてございます。

その次は、いつも付けさせていただいているサービスの概要の図でございまして、その次のほうへ行っていただきますと、参考資料で13ページのほうになりますが、今回の新規の8者を加えた後の参入状況でございまして、全部で359者になります。

次の14ページのほうへ移りますと、本社の所在地ということになって、各県ごとに書いてございますが、ちょっと見づらくて恐縮ですけれども、許可されれば、今回初めて群馬県に事業者が参入されるということになります。赤い字で書いてあるのが今回の8者ということになります。

それから、17ページのほうに移らせていただきますが、17ページは今申し上げました許可申請について、審査した結果の概要でございまして、いずれも問題がないと考えてございます。

それから、資料の18-2は約款でございまして、これも毎度申し上げているとおりで恐縮ですが、事業者の店舗の中に張り出して、お客様との間の取り決めの概要を記すものでございますが、これらにつきましても、認可の申請内容を審査した結果、問題ないかと考えております。

別紙2というのが、その審査結果の概要でございまして。

それから、資料の18-3、管理規程でございまして。こちらにつきましては、信書の秘密の保護を図るという観点で事業者として守るべきことを定めたものということで、別紙1が申請の概要、別紙2が審査の概要でございまして、いずれも問題がないものと考えております。

ちょっと駆け足かもしれませんが、以上、今回の申請の概要でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、遠慮なくどうぞご発言ください。

はい、どうぞ、篠崎委員。

○篠崎委員 ちょっと伺いますが、番号で言うと7番の高松自転車便さんについて、ちょっと詳しくお伺いしたいのですが、この方は今、会社員ということですね。

○井上信書便事業課長 ええ。そうですね。

○篠崎委員 この11月1日から事業を始めたいと。

○井上信書便事業課長 はい。

○篠崎委員 会社員を続けながらやるのですか。

○井上信書便事業課長 そこをどうするのですかということ聞いていますが、どうもまだはっきり脱サラをしてということはすぐには考えていないと伺っておりまして、初年度の収入がたしか■■■■円ですので、早々簡単に脱サラもできないのかもしれませんが。

○篠崎委員 それで、1人ですものつもりなのですか。

○井上信書便事業課長 ええ。この方は、一応1人で信書を……。

○篠崎委員 そういう企画書のようなものは提出されているのですよね。

○井上信書便事業課長 それはもちろんそうです。

○篠崎委員 1人でなさるおつもり。

○井上信書便事業課長 はい。

○篠崎委員 今までに、個人1人でこういう申請はありましたか。

○井上信書便事業課長 個人事業者というのはありますね。ほんとうに1人でやっているかどうかというところは、ちょっとすみません。

○篠崎委員 やたら珍しいケースなもので。

○井上信書便事業課長 ええ。比較的珍しいかと思えますね。この方も、もう半年以上前から、実は総合通信局と申請に当たってのやりとりをしておられまして、これまでもいろいろ調整をしてきて、今回要件を満たしてというふうに考えております。

○篠崎委員 認めて、やってみたはいいけれども、やはりやめちゃうということもあり得るのですか。

○井上信書便事業課長 それは事業ですから、「絶対にない」とはもちろん言えないわけですが、今はとにかくやるということで、信書の秘密その他についてもしっかり担保できるということが我々としてわかっているのです、許可をするということです。

もし、万が一やめる場合は、やめる手続ももちろん法令上準備されていますので、形式的にはそれにのっかってということになりますね。

○篠崎委員 ちなみに、この方はお幾つぐらいの方なのですか。

○井上信書便事業課長 ■■■歳ぐらいの方だったと思いますけれども。

○篠崎委員 はい。わかりました。

○加藤委員 よろしいですか。

○田尻分科会長 はい、どうぞ、加藤委員。

○加藤委員 確認程度のことですけれども、■■■の■■■さんは、4ページの利用見込通数等が、同じような業態を考えている■■■の■■■なんかと比べて1けた多い。あと、社業自体は■■■さんのほうが結構しっかりされているようなところで、この辺の事業の見込みといえますか、その辺の根拠がちゃんとされているかどうかという確認ですね。

○井上信書便事業課長 確かにどちらも■■■のお仕事なのですが、10倍違うのです。申請書を見ますと、■■■さんにつきましては、■■■だけじゃないのかもしれないかもしれませんが、■■■ほどのところに対して信書を送達し、また帰りの便で信書もらいというようなことで、月に■■■日仕事をすると。要するに、■■■の■■■倍で■■■、これを■■■倍して■■■ということで、このように出されています。

それが、必ず毎日それだけの信書があるかどうかというのは、我々も始めていただかないとわからないところでありますが、申請書のほかのところを見ますと、これはたしか■■■だったと思いますが、ご本人はこの事業が自分の会社の主な仕事になるのだということを言っています。一方で■■■さんは、ほかの仕事もやっておられて、そ

こら辺の差が出ているのかとも思います。これはちょっと推測ですけども、そんなこともあって、こういう数字になっているのかなと思っていますが、仕事が始まれば報告をいただく機会もありますし、年に1度必ず事業実績報告を提出してもらいますので、そこら辺も見ながら、フォローしていきたいと思っています。

○加藤委員 わかりました。

○樋口委員 すみません。

○田尻分科会長 はい、どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 2点ばかりちょっと質問させてください。まず1点、資料18-3で、別紙1の2の(6)なんですけれども、一定期間経過後、信書便管理者立ち会いのもとで処分という、一定期間というのは、大体どのぐらいの期間を想定されていますか。

○井上信書便事業課長 ちょっと今調べますので、ちょっとお待ちいただけますか。

もう1点は。

○樋口委員 もう1点は、先ほどの自転車の許可の件ですけども、一たん許可をしてしまった場合に、申請者の、今度はよく世間で言う名義貸しとって、——そのままこの名前は一応許可されているので、私はやめるけれども人にあげる——ということは考えての許可なのでしょうか。

それに付随して、もし許可した事業体が赤字をどのぐらい続けたら取り消すのか、それとも、もう許可したならば永遠にこの組織自体は許可事業体としてずっと存在し得るのかどうか、2点目がそこなのですけども。

○井上信書便事業課長 2点目のほうにつきましては、許可に当たっては、基本的には書面審査なのですが、個人事業者なので、法人登記等はないものですから、ご本人の住民票等で確かにそこにおられるということを確認しています。そして実際に許可された者が事業を行っているかについては、新規事業者検査等を通じて確認していくことになります。

それから赤字が何年か続いたという場合についてですが、赤字が続いたとしても、それが直ちに許可の取り消しとか、そういう仕組みにはなっておりませんが、赤字が続くようであれば、ご本人が廃業の届出をすとか、それはこれまでもそういう例はありましたので、そんな形になっていくのかと思います。

○樋口委員 赤字という話をしたのは、ここで許可するのに、将来黒字が見込めますという話で許可をする条件としてここに書いてあるので、今、赤字の話をしたのですが、それは多分廃業するだろうと思うのですけれども、廃業したときに、名前だけ人に譲ってしまうというケースはオーケーなのですか。

○井上信書便事業課長 まず、資料の7ページのほうで、          の          は、初年度はたしか2カ月分で、信書便事業は赤字でございますが、翌年度は収入が          ということで、黒字になってございます。このため、我々のほうは許可をしております。

それから、2点目については、先ほどお話ししたことと同じになりますが、名義貸しということにつきましては、やはり検査をして本人がそこで仕事をしているかどうかを確認するということになると思います。

○樋口委員 わかりました。

○井上信書便事業課長 1点目のほうでございますが、保管を開始してから3カ月以内

に交付の請求がない場合でございます。

○樋口委員 はい。わかりました。どうもありがとうございました。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。菅委員。

○菅委員 何となくストーンと来ないのが、この自転車の場合、3時間以内に配達するとなっていて、本人は会社員であるとするれば、約束が履行できるのかなど。たまたま夕方、会社が引けたころに来てから3時間以内というのならわかりますけれども、10時に出社して3時間だと、そこら辺、いかがでしょうか。

○信書便事業課 すみません。事務局側から回答させていただきます。

今の高松自転車便につきましては、代表の方が配達するのではなくて、現在、自転車の部品を販売している方などを従業員として雇用しまして、その方に配達をお願いするという話を聞いております。

○井上信書便事業課長 すみません。そうすると、ちょっと先ほどの説明に誤りがございましたが、今、補足させたとおりでございますので、そちらでお願い申し上げます。

○篠崎委員 自転車会社に勤めていたということですか。

○井上信書便事業課長 いや、申請者は自転車会社ではなくて、XXXXXXXXXXのようなところに勤めているとのことです。

○樋口委員 ネットワークとして、自転車屋さんに頼むという。運ぶ人が自転車屋さん。おもしろい。

○田尻分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

諮問第1057号から1059号につきまして、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申いたしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、そのように答申することにいたします。

以上で本日の議題は修了いたしました。この際、委員の皆様から何かご発言ございましたら、どうぞ、お伺いいたしますが。

はい、どうぞ、永峰委員。

○永峰委員 今回の諮問のとは直接関係ないことですがけれども、ヤマト運輸の例の郵便法違反事件についてお伺いします。9月1日、ヤマト運輸のホームページに、(この事件をきっかけに) 今後は信書でないことの確認を強化するとの告知が出て、結構ネット上で疑問を呈する声が上がって炎上したというか、総務省にも問い合わせの電話が来たのではないだろうかと思うのです。私も今回委員になって、信書便の話を勉強させていただいているところではあるのですがけれども、総務省のホームページを見ても、先日発表された信書便年報を見ても、とてもわかりにくい部分が多くて。それは例えば、請求書が信書とされるかは、荷物と一緒に入れた場合と単体である場合は違うとか、その辺の話が、すごくわかりにくいと思うのですね。

今回ヤマト運輸の事例の中でも、埼玉県の職員は、なぜメール便を使ったかというのと、「すぐに発送してくれる」というので、「非常に使い勝手がいい」と、それを使った。そして、「(送ったものが信書に該当するとは) 知らなかった」とその職員は言ってい

るわけですね。

このことから、何が信書で何が信書でないかは、うまく仕分けがされていないと思うのです。「これが信書ですよ、こちらは違いますよ」というような仕分けを、総務省のホームページでもっと詳しく書いていかないと・・・ヤマト運輸のホームページには、「総務省のホームページで確認してください」と書いてありますが、見てもわからない。その辺はどのようにご対応なさるおつもりなのか、またはいろいろな要望が来ていないのだろうか、お伺いしたいのですが。

○長塩郵便課長 郵便課長でございます。今の件でございますが、おっしゃるとおり、ヤマト運輸がそのような取り組みをしてございます。我々も承知しております。

従来からの、信書との切り分けについては、制度的にきちんと切り分けられているものの、よりわかりやすくという意味で、ガイドライン的なものも用意してございまして、ホームページにアップしてございますが、それが総務省のホームページはいろいろな情報を盛り込んでいることもありまして、表面にぱっと出るのではなくて、少し探さないと出にくいということは、事実上でございます。

そのホームページにあるようなガイドラインに即して、ヤマト運輸もそうですし、郵便事業会社もそうですし、運用してございますが、おっしゃるとおり、もっと詳しい、わかりやすい解説はないのかという声もいただいております。それで、信書便の関係で出しているガイドブックにも、さまざまな事例を出させていただいております。今回、実際総務省にもかなりの問い合わせ、——配達されている方からもございますし、実際の利用者の方からも——これはどうなのか、今、委員がご指摘になったようなことの問い合わせもございました。

その都度、丁寧に対応させていただきますが、そういったものを集約して、もう一段わかりやすいものを現在用意しようとして準備してございます。順次、そういったものをわかりやすくお伝えできるようにというふうに考えてございます。

○永峰委員 見直しせよと言っても、難しいのかもしれない。けれども、やはり使い勝手の悪いものというのが非常にあると思うのですね。それは、きっと郵政民営化の議論のときに、きちんと議論をなされないままに仕分けされてしまったというか、信書はこういうものだという定義づけになってしまったのではないかと推測します。使う側として、「これは信書なの、それとも信書でないの」というのが、非常にわかりにくい。定義に関してはもう一度見直す機会というのを設けてもいいのではないだろうかという感想を持っています。

○田尻分科会長 ありがとうございます。高橋委員、何かご発言ございますか。ちょうどご苦労なさったところで。

○高橋委員 今の永峰さんのご質問は、非常に本質を突いて。私は実は情報通信行政・郵政行政審議会の会長をやっている、ここでは委員でやっているわけですが、この信書便をめぐる、おっしゃるように非常にあいまいなことが多くて、政府のほうもそれを問題にした時期がありまして、大臣の諮問機関で2回ほど勉強会をやっております、それなりに報告も出しているわけですが、基本的には今ご指摘のとおり。郵政事業の公社化の際に信書便法というものをつくったのですね。それによって、郵政公社又は信書便事業者以外は信書の送達は行っていないという法体系にしたわけです。それまで

は全部否認されたのが、一応自由化されたけれども、信書便に該当するものはこういう要件しか認めないという法体系になっていまして。今日議論した特定信書便というのをもまた定めて、これは事業者は比較的認可が取りやすい。

それで、一般信書便のほうは、事実上、今の郵便事業会社以外はできないぐらいの要件があって、したがって参入障壁が高くて、事実上、自由化したにもかかわらず自由化されていないということです。

ただ、一方、それでは信書便に違反した人を厳しく摘発する体制になっているかというところでもないとおっしゃるとおり、非常にあいまいになっていて、この問題はいつまでも放置していいのかということはもちろんありまして、先ほどの勉強会も行われたのですが、法律を問題にあたった時点で見直すという国会の議決があったわけですが、それも5年も過ぎてしましまして。ご承知のような政治情勢というか、郵政をめぐる政治状況が非常に複雑でして、勉強会で答申した信書便事業をもう1回整理して、要件を緩和するなら緩和して。今の事実上行われている信書便に近いメール便というのがあるわけで、今はそれを黙認しているに近い実態だと思うのです。実際は、郵便法に違反しているかもしれない事態を黙認しているようなことも、それが実態だと思うのですね。したがって、時々問題になるけれども、事実上はあまり整理されていないという状況です。

それで、この問題はこのままでいいのかというのは、私も当然問題意識を持っているわけですが、基本的には法律を制定する国会のほうに、私から言えば処理する能力がないと。それはいろいろな政局の問題もあると思うのですけれども。したがって、信書便をめぐるあいまいさは、事実上放置されているという状況ですね。

役所の説明をいただければ、別の説明になるのかもしれませんが、私の説明としては、極めて遺憾な事態であるということだと思います。

○多賀谷委員 よろしいですか。

○田尻分科会長 はい、多賀谷委員。

○多賀谷委員 私は、十数年前ぐらいにこういう問題に関与したことがあります。そのころも信書の概念をめぐる議論をしましたがけれども、結局何が信書であるかということについては、神々の争いになってしまって。決着がつかなかった。

当然、民間の事業者は「これは信書ではない」と言って、郵便会社のほうは「いや、信書だ」と言って、決着がつかず、その結果現在に至っているという状況で、長い歴史があるということ、またこの点は日本のみではなく、西欧諸国でも似たような状況にあるということをご承知ください。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、事務局のほうからご報告があるようでありますので、どうぞ。

○井上信書便事業課長 それでは、ちょっとだけお時間をちょうだいしまして。実は先月になりますが、信書便事業者の協会が設立されました。設立総会は9月6日にあったのでございますが、信書便事業者同士の情報交換だとか、あるいは業界全体の活性化をするということを通じて、利用者へのさらなるサービス向上を目指すということを目的といたしまして立ち上がってございます。

会長さんは高橋さんとおっしゃいまして、大阪の電報類似サービスをしている会社の社長、女性の方なのですが、その方がなさるといふことでスタートしてございます。事務局もその会社がするといふことでございます。

年間の活動につきましては、立ち上がったばかりなのでこれからといふことになりませんが、会員の研修ですとか、あるいはホームページの立ち上げといふことを当面していくと伺っております。

以上でございます。簡単にご紹介させていただきました。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題と報告事項はすべてこれをもって終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、確定いたしましたら、直ちに事務局からまたご連絡を申し上げます。

それでは、閉会といたします。ありがとうございます。

閉 会